

川崎市環境局不利益処分検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、環境局が所管又は運用する環境関連の法律及び条例に基づく不利益処分を、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定により、公正かつ適正に行うために、「川崎市環境局不利益処分検討委員会」（以下「委員会」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、不利益処分を行うに際し、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

- (1) 環境行政の推進において、局内の複数の部・室にかかる不利益処分。
- (2) 同一の対象者に、複数の不利益処分を行う場合であって、その根拠となる法律または条例が局内の複数の部・室に及ぶ際の必要な調整事項。
- (3) 別に定める局内の部・室ごとの不利益処分検討委員会で審査した不利益処分のうち、重要な事項。
- (4) その他必要な事項。

(組織)

第3条 委員会の構成は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 環境局長
- (2) 総務部長
- (3) 脱炭素戦略推進室長
- (4) 環境対策部長
- (5) 生活環境部長
- (6) 施設部長

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には環境局長を、副委員長には総務部長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が召集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第5条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明または意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、環境局総務部庶務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱の定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この改正要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この改正要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この改正要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この改正要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この改正要綱は、令和4年4月1日から施行する。